



平成27年5月7日

各 位

会社名 三浦工業株式会社
代表者 代表取締役社長 高橋祐二
(コード番号 6005 東証 第一部)
問合せ先 代表取締役副社長 野口明彦
(電話番号 089-979-7045)

(変更) 「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部変更について

本日開催の取締役会において、平成27年4月6日に公表いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」の内容の一部変更することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

文言を適切な表現へ変更するとともに、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現行定款 第5章 監査役および監査役会 の削除を行いますので、従前の監査役の責任範囲を明確にするため、附則を新設いたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

追加・変更部分は、二重線を付しております。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日 (金)

定款変更のための効力発生日 平成27年6月26日 (金)

【別紙】

<変更前>

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条（記載省略）</p> <p>（機関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人</p> <p>（公告方法）</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法</u>により行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条（記載省略）</p> <p>（<u>自己の株式の取得</u>）</p> <p>第7条 当社は、<u>取締役会の決議によって、市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第17条（記載省略）</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条（現行どおり）</p> <p>（機関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会 (2)監査等委員会 (削除) (3)会計監査人</p> <p>（公告方法）</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告により行うことができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条（現行どおり）</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第16条（現行どおり）</p>

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は11名以内とする。

(新設)

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

(新設)

2～3 (記載省略)

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新設)

2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(新設)

第4章 取締役

(員数)

第17条 当社の監査等委員である取締役以外の取締役は14名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任は、監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役を区別して行う。

3～4 (現行どおり)

(任期)

第19条 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第20条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

2 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役を区別して定める。

(新設)

(新設)

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第22条 (記載省略)

(招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役の責任免除)

第21条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったことがある者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 取締役会

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、監査等委員である取締役以外の取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって監査等委員である取締役以外の取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第23条 (現行どおり)

(招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

<p>(新設)</p> <p>第24条～第25条 (記載省略)</p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第28条 当会社の監査役は5名以内とする。</p>	<p><u>(取締役への委任)</u></p> <p>第25条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
--	--

<p><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(任期)</u></p> <p><u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(招集通知)</u></p> <p><u>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>

<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第6章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤監査等委員)</u></p> <p><u>第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤監査等委員若干名を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(招集通知)</u></p> <p><u>第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

第6章 計算

第36条（記載省略）

（新設）

（期末配当金）

第37条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第38条～第39条（記載省略）

（新設）

第7章 計算

第31条（現行どおり）

（剰余金の配当等の決定機関）

第32条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる。

（期末配当金）

第33条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）をする。

第34条～第35条（現行どおり）

（附則）

変更後の第4条ならびに第4章、第5章（変更前定款第5章の削除を含む。）および第6章の規定は、平成27年6月26日開催予定の第57回定時株主総会終結の時をもって効力を生ずる。なお、本附則は、効力発生の時をもってこれを削除する。

<変更後>

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

(二重線は追加・変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (記載省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法</u>により行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 (記載省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 当社は、<u>取締役会の決議によって、市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第17条 (記載省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会 (2)監査等委員会 (削除) (3)会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告により行うことができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第16条 (現行どおり)</p>

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は11名以内とする。

(新設)

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

(新設)

2～3 (記載省略)

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新設)

2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(新設)

第4章 取締役

(員数)

第17条 当社の監査等委員である取締役以外の取締役は14名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任は、監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役を区別して行う。

3～4 (現行どおり)

(任期)

第19条 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第20条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

2 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役を区別して定める。

(新設)

(新設)

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第22条 (記載省略)

(招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役の責任免除)

第21条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 取締役会

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、監査等委員である取締役以外の取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって監査等委員である取締役以外の取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第23条 (現行どおり)

(招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

<p>(新設)</p> <p>第24条～第25条 (記載省略)</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第25条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条～第27条 (現行どおり)</p>
<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第26条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第27条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(員数)</u></p> <p>第28条 <u>当会社の監査役は5名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(選任方法)</u></p> <p>第29条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	<p>(削除)</p>

<p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p>	(削除)
<p><u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	(削除)
<p><u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(招集通知)</u></p>	(削除)
<p><u>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	(削除)
<p><u>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	
<p><u>(報酬等)</u></p>	(削除)
<p><u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	(削除)
<p><u>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含</u></p>	

む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第6章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤監査等委員若干名を選定することができる。

(招集通知)

第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計算

第36条（記載省略）

（新設）

（新設）

（期末配当金）

第37条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当金）

第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第7章 計算

第31条（現行どおり）

（剰余金の配当等の決定機関）

第32条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第33条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（削除）

（削除）

(配当金の除斥期間)

第39条 期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(新設)

(配当金の除斥期間)

第34条 剰余金の配当による配当金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(附則)

第57回定時株主総会の終結前の行為に関し、当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であつた者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

以上